

産業廃棄物処理施設設置許可証

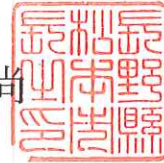
HPダウンロード版

令和3年5月20日

住所 長野県松本市大字笹賀 7170 番地3
氏名 株式会社 エコロジカル・サポート
代表取締役 村井 連峰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

松本市長 臥雲 義尚



許可の年月日	令和2年6月18日	許可番号	030111
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	施行令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設 施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却施設 施行令第7条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設 施行令第7条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設 産業廃棄物 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、動物系固型不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、家畜の死体 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。 特別管理産業廃棄物 汚泥(裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、感染性産業廃棄物		
設置場所	長野県松本市大字笹賀 7159 番地1、7170 番地3		
処理能力	汚泥 28.3 t/日 (1,181kg/h:24 時間稼働) 廃油 28.8 t/日 (1,201kg/h:24 時間稼働) 廃プラスチック類 17.4 t/日 (724kg/h:24 時間稼働) 産業廃棄物 31.2 t/日 (1,300kg/h:24 時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(裏面に続く。)

別表

	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
トリクロロエチレン	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○	○

表中の「○」は取扱うことができるものを示す。